

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則をここに公布する。</p> <p>高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）を施行するため、法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（軽微な変更説明書の提出）</p> <p>第8条 特定建築物の建築主は、当該特定建築物について省令第3条に規定する軽微な変更をした場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による工事完了の通知（次条において「完了検査申請等」という。）をするとき、<u>建築主事又は建築副主事（以下、「建築主事等」という。）</u>に、当該軽微な変更の内容を明記した書類を提出しなければならない。この場合において、再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（計画変更を除く。）をしたときは、前条第2項に規定する軽微変更該当証明書を併せて提出しなければならない。</p> <p>（工事監理報告書の提出）</p> <p>第9条 特定建築物の建築主は、当該特定建築物について完了検査申請等をする場合は、<u>建築主事等</u>に、当該特定建築物の建築物エネルギー消費性能</p>	<p>高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。</p> <p>高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）を施行するため、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（軽微な変更説明書の提出）</p> <p>第8条 特定建築物の建築主は、当該特定建築物について省令第3条に規定する軽微な変更をした場合において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による工事完了の通知（次条において「完了検査申請等」という。）をするとき、<u>建築主事に、当該軽微な変更の内容を明記した書類を提出しなければならない。</u>この場合において、再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（計画変更を除く。）をしたときは、前条第2項に規定する軽微変更該当証明書を併せて提出しなければならない。</p> <p>（工事監理報告書の提出）</p> <p>第9条 特定建築物の建築主は、当該特定建築物について完了検査申請等をする場合は、<u>建築主事に、当該特定建築物の建築物エネルギー消費性能基</u></p>

改正後	改正前
<p>基準に係る工事の監理状況について、報告書を提出しなければならない。ただし、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項に規定する完了検査申請書又は同令第8条の2第13項及び第21項において読み替えて準用する同令第4条第1項に規定する工事完了通知書の第四面に、当該特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に係る工事の監理状況を記載したものを申請又は通知をする場合は、この限りでない。</p> <p>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る所管行政庁が必要と認める図書等）</p> <p>第21条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該申請に係る建築物について、法第12条第6項又は第13条第7項に規定する適合判定通知書の交付及び建築基準法第7条第4項、第7条の2第4項又は第18条第17項の規定による完了検査を受けた場合にあっては、当該適合判定通知書及び建築主事等又は指定確認検査機関の交付する検査済証</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>準に係る工事の監理状況について、報告書を提出しなければならない。ただし、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項に規定する完了検査申請書又は同令第8条の2第13項及び第21項において読み替えて準用する同令第4条第1項に規定する工事完了通知書の第四面に、当該特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に係る工事の監理状況を記載したものを申請又は通知をする場合は、この限りでない。</p> <p>（建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に係る所管行政庁が必要と認める図書等）</p> <p>第21条 省令第30条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該申請に係る建築物について、法第12条第6項又は第13条第7項に規定する適合判定通知書の交付及び建築基準法第7条第4項、第7条の2第4項又は第18条第17項の規定による完了検査を受けた場合にあっては、当該適合判定通知書及び建築主事又は指定確認検査機関の交付する検査済証</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能適合性判定取下げ届</p> <p>先に提出し、又は通知しました建築物エネルギー消費性能確保計画を都合により取り下げたいので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）の提出年月日又は通知年月日 年 月 日</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）に係る建築物の位置</p> <p>3 提出又は通知をした建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）を取り下げる理由</p> <p>注 2欄は、建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）の提出に係る建築物が位置する地名及び地番を記入してください。</p>	<p>第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能適合性判定取下げ届</p> <p>先に提出し、又は通知しました建築物エネルギー消費性能確保計画を都合により取り下げたいので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第4条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）の提出年月日又は通知年月日 年 月 日</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）に係る建築物の位置</p> <p>3 提出又は通知をした建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）を取り下げる理由</p> <p>注 2欄は、建築物エネルギー消費性能確保計画（変更計画）の提出に係る建築物が位置する地名及び地番を記入してください。</p>

改正後	改正前
<p>第2号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">基準適合命令書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定に基づき、特定建築物について下記のとおり必要な措置を命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定建築物の位置 2 特定建築物の概要 3 措置の内容 4 措置の期限 年 月 日 <p>(教示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 	<p>第2号様式（第5条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">基準適合命令書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第14条第1項の規定に基づき、特定建築物について下記のとおり必要な措置を命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定建築物の位置 2 特定建築物の概要 3 措置の内容 4 措置の期限 年 月 日 <p>(教示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改正後	改正前
<p>第3号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">住宅部分に係る措置命令書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項の規定に基づき、住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能確保計画について下記のとおり必要な措置を命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号 第 号 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日 年 月 日 建築物エネルギー消費性能確保計画の位置 提出者又は建築主の氏名 措置の内容 措置の期限 年 月 日 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 	<p>第3号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">住宅部分に係る措置命令書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定に基づき、住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能確保計画について下記のとおり必要な措置を命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付番号 第 号 建築物エネルギー消費性能確保計画の受付年月日 年 月 日 建築物エネルギー消費性能確保計画の位置 提出者又は建築主の氏名 措置の内容 措置の期限 年 月 日 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改正後

第4号様式（第7条関係）

（第1面）

年 月 日

高知県知事 様

提出者の住所又は主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者氏名

設計者氏名

軽微変更該当証明書請求書

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けました建築物エネルギー消費性能確保計画について変更がありますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり同令（第7条第2項において準用する同令）第3条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を請求します。

なお、この請求書及び添付図書に記載している事項については、事実と相違ありません。

記

- 1 変更がある建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定の概要
- 2 適合判定通知書番号
第 号
- 3 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 4 適合判定通知書交付者
- 5 変更の概要
再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更（計画変更を除きます。）（ルートC）
- 6 変更の内容

注 1 この請求書の第2面から第7面までについては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載して作成してください。
2 この請求書は、計画変更を除く、再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更（ルートC）の場合にのみ使用します。

※下欄には、記入しないでください。

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

改正前

第4号様式（第7条関係）

（第1面）

年 月 日

高知県知事 様

提出者の住所又は主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者氏名

設計者氏名

軽微変更該当証明書請求書

建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けました建築物エネルギー消費性能確保計画について変更がありますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり同令（第7条第2項において準用する同令）第3条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を請求します。
なお、この請求書及び添付図書に記載している事項については、事実と相違ありません。

記

- 1 変更がある建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定の概要
- 2 適合判定通知書番号
第 号
- 3 適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 4 適合判定通知書交付者
- 5 変更の概要
再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更（計画変更を除きます。）（ルートC）
- 6 変更の内容

注 1 この請求書の第2面から第7面までについては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載して作成してください。
2 この請求書は、計画変更を除く、再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかなる変更（ルートC）の場合にのみ使用します。

※下欄には、記入しないでください。

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

改正後	改正前
<p>第 5 号様式（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">軽微変更該当証明書</p> <p>下記の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けている建築物エネルギー消費性能確保計画についての変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（第 7 条第 2 項において準用する同令）第 3 条に規定する軽微な変更該当していることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更がある建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定の概要 2 適合判定通知書番号 第 号 3 適合判定通知書交付年月日 年 月 日 4 適合判定通知書交付者 5 変更の概要 再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（計画変更を除きます。）（ルート C） 6 変更の内容 	<p>第 5 号様式（第 7 条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">軽 微 変 更 該 当 証 明 書</p> <p>下記の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けている建築物エネルギー消費性能確保計画についての変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（第 7 条第 2 項において準用する同令）第 3 条に規定する軽微な変更該当していることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更がある建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定の概要 2 適合判定通知書番号 第 号 3 適合判定通知書交付年月日 年 月 日 4 適合判定通知書交付者 5 変更の概要 再計算によって建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（計画変更を除きます。）（ルート C） 6 変更の内容

改正後	改正前
<p>第 6 号様式（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">建築物の建築に関する届出に係る措置命令書</p> <p>届出がありました建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 届出（変更届出）の受付番号 第 号 届出（変更届出）の受付年月日 年 月 日 届出に係る建築物の位置 届出に係る建築主の氏名 措置の内容 措置の期限 年 月 日 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 	<p>第 6 号様式（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">建築物の建築に関する届出に係る措置命令書</p> <p>届出がありました建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 届出（変更届出）の受付番号 第 号 届出（変更届出）の受付年月日 年 月 日 届出に係る建築物の位置 届出に係る建築主の氏名 措置の内容 措置の期限 年 月 日 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改正後	改正前
<p>第7号様式（第13条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等取下げ届</p> <p>先にしました申請を都合により取り下げたいので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日 年 月 日 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請に係る建築物の位置 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請を取り下げる理由 <p>注 2欄は、認定（変更認定）申請に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限り）を記入してください。</p>	<p>第7号様式（第13条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 (法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名)</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等取下げ届</p> <p>先にしました申請を都合により取り下げたいので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第13条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請年月日 年 月 日 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請に係る建築物の位置 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請を取り下げる理由 <p>注 2欄は、認定（変更認定）申請に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限り）を記入してください。</p>

改正後	改正前
<p>第 8 号様式（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能向上計画等不認定通知書</p> <p>下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項（第36条第1項）の認定をしないこととしましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第14条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請受付年月日 年 月 日 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請に係る建築物の位置 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）をしない理由 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 	<p>第 8 号様式（第14条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能向上計画等不認定通知書</p> <p>下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項（第36条第1項）の認定をしないこととしましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第14条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請受付年月日 年 月 日 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）申請に係る建築物の位置 3 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）をしない理由 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改正後	改正前
<p>第9号様式（第15条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">認定建築物エネルギー消費性能向上計画変更届</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条に規定する軽微な変更をしますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第15条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日 3 認定に係る建築物の位置 4 変更内容 <p>注 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限ります。）を記入してください。</p>	<p>第9号様式（第15条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">認定建築物エネルギー消費性能向上計画変更届</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する軽微な変更をしますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第15条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日 3 認定に係る建築物の位置 4 変更内容 <p>注 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限ります。）を記入してください。</p>

改正後

改正前

第10号様式（第16条関係）

（第1面）

年 月 日

高知県知事 様

提出者の住所又は主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者氏名

設計者氏名

軽微変更該当証明書請求書

認定を受けました建築物エネルギー消費性能向上計画について変更がありますので、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第29条及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり同令第26条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を請求します。

なお、この請求書及び添付図書に記載している事項については、事実と相違ありません。

記

- 1 変更がある建築物エネルギー消費性能向上計画の概要
- 2 認定（変更認定）番号
第 号
- 3 認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 変更の概要
- 6 変更の内容

注 この請求書の第2面から第6面までについては、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載して作成してください。

※下欄には、記入しないでください。

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

第10号様式（第16条関係）

（第1面）

年 月 日

高知県知事 様

提出者の住所又は主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者氏名

設計者氏名

軽微変更該当証明書請求書

認定を受けました建築物エネルギー消費性能向上計画について変更がありますので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条及び高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり同令第26条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を請求します。

なお、この請求書及び添付図書に記載している事項については、事実と相違ありません。

記

- 1 変更がある建築物エネルギー消費性能向上計画の概要
- 2 認定（変更認定）番号
第 号
- 3 認定（変更認定）年月日
年 月 日
- 4 認定に係る建築物の位置
- 5 変更の概要
- 6 変更の内容

注 この請求書の第2面から第6面までについては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第三十三の第二面から第六面までに記載すべき事項を記載して作成してください。

※下欄には、記入しないでください。

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

改正後	改正前
<p>第11号様式（第16条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">軽微変更該当証明書</p> <p>下記の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画についての変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第26条に規定する軽微な変更該当していることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更がある建築物エネルギー消費性能向上計画の概要</p> <p>2 認定（変更認定）番号 第 号</p> <p>3 認定（変更認定）年月日 年 月 日</p> <p>4 認定に係る建築物の位置</p> <p>5 変更の内容</p>	<p>第11号様式（第16条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">軽 微 変 更 該 当 証 明 書</p> <p>下記の認定を受けている建築物エネルギー消費性能向上計画についての変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する軽微な変更該当していることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 変更がある建築物エネルギー消費性能向上計画の概要</p> <p>2 認定（変更認定）番号 第 号</p> <p>3 認定（変更認定）年月日 年 月 日</p> <p>4 認定に係る建築物の位置</p> <p>5 変更の内容</p>

改正後	改正前
<p>第12号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申出者 住所 氏名 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">建築物新築等取りやめ申出書</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第17条第1項の規定により下記のとおり申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日 3 認定に係る建築物の位置 4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめる年月日 年 月 日 5 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめる理由 <p>注 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限り。）を記入してください。</p>	<p>第12号様式（第17条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">申出者 住所 氏名 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">建築物新築等取りやめ申出書</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第17条第1項の規定により下記のとおり申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日 3 認定に係る建築物の位置 4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめる年月日 年 月 日 5 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を取りやめる理由 <p>注 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限り。）を記入してください。</p>

改正後	改正前
<p>第13号様式（第18条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">建築物新築等完了報告書</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第18条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号</p> <p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日</p> <p>3 認定に係る建築物の位置</p> <p>4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したことを確認した建築士等 （ 級）建築士（ ）登録 第 号 住所 氏名 （ 級）建築士事務所（ ）登録 第 号 所在地 名称</p> <p>5 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による完了検査 検査済証交付日 年 月 日 検査済証番号 第 号</p> <p>注 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限り。）を記入してください。</p>	<p>第13号様式（第18条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">建築物新築等完了報告書</p> <p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了しましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第18条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号</p> <p>2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日</p> <p>3 認定に係る建築物の位置</p> <p>4 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づくエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等が完了したことを確認した建築士等 （ 級）建築士（ ）登録 第 号 住所 氏名 （ 級）建築士事務所（ ）登録 第 号 所在地 名称</p> <p>5 建築基準法第7条又は第7条の2の規定による完了検査 検査済証交付日 年 月 日 検査済証番号 第 号</p> <p>注 3欄は、認定に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る認定を受けている場合に限り。）を記入してください。</p>

改正後	改正前
<p>第14号様式（第19条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">改善命令書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第38条の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画について下記のとおり改善に必要な措置を命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日 認定に係る建築物の位置 認定建築主の氏名 措置の内容 措置の期限 年 月 日 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 	<p>第14号様式（第19条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">改 善 命 令 書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第38条の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画について下記のとおり改善に必要な措置を命じます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日 認定に係る建築物の位置 認定建築主の氏名 措置の内容 措置の期限 年 月 日 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改正後	改正前
<p>第15号様式（第20条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消し通知書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第39条の規定に基づき、下記の理由により同法第35条第1項の認定を取り消しますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第20条の規定により通知します。</p> <p>なお、これにより、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条第2項（同令第6条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書は、認定当初からその効力を失います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日 3 認定に係る建築物の位置 4 認定建築主の氏名 5 認定を取り消す理由 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 	<p>第15号様式（第20条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能向上計画認定取消し通知書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第39条の規定に基づき、下記の理由により同法第35条第1項の認定を取り消しますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第20条の規定により通知します。</p> <p>なお、これにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第25条第2項（同令第28条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書は、認定当初からその効力を失います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）番号 第 号 2 認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（変更認定）年月日 年 月 日 3 認定に係る建築物の位置 4 認定建築主の氏名 5 認定を取り消す理由 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改正後	改正前
<p>第16号様式（第22条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請取下げ届</p> <p>先にしました申請を都合により取り下げたいので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第22条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請年月日 年 月 日 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に係る建築物の位置 3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請を取り下げる理由 <p>注 2欄は、認定申請に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限りです。）を記入してください。</p>	<p>第16号様式（第22条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 〔法人の場合は、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請取下げ届</p> <p>先にしました申請を都合により取り下げたいので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第22条の規定により下記のとおり届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請年月日 年 月 日 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に係る建築物の位置 3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請を取り下げる理由 <p>注 2欄は、認定申請に係る建築物が位置する地名及び地番並びに住戸の番号（共同住宅等又は複合建築物において、住戸の部分に係る申請をしている場合に限りです。）を記入してください。</p>

改正後	改正前
<p>第17号様式（第23条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能基準適合不認定通知書</p> <p>下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項の認定をしないこととしましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第23条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請受付年月日 年 月 日</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に係る建築物の位置</p> <p>3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をしない理由</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	<p>第17号様式（第23条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">建築物エネルギー消費性能基準適合不認定通知書</p> <p>下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第2項の認定をしないこととしましたので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第23条第1項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請受付年月日 年 月 日</p> <p>2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に係る建築物の位置</p> <p>3 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をしない理由</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>

改正後	改正前
<p>第18号様式（第24条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">基準適合認定建築物認定取消し通知書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第42条の規定に基づき、下記の理由により同法第41条第2項の認定を取り消しますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則第24条の規定により通知します。</p> <p>なお、これにより、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第31条第2項の通知書は、認定当初からその効力を失います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定番号 第 号 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定年月日 年 月 日 3 認定に係る基準適合認定建築物の位置 4 認定を受けた者の氏名 5 認定を取り消す理由 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 	<p>第18号様式（第24条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: center;">高知県知事 印</p> <p style="text-align: center;">基準適合認定建築物認定取消し通知書</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条の規定に基づき、下記の理由により同法第41条第2項の認定を取り消しますので、高知県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第24条の規定により通知します。</p> <p>なお、これにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第31条第2項の通知書は、認定当初からその効力を失います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定番号 第 号 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定年月日 年 月 日 3 認定に係る基準適合認定建築物の位置 4 認定を受けた者の氏名 5 認定を取り消す理由 <p>（教示）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。